

大阪府立病院機構 大阪母子医療センター

適切な意思決定支援に関する指針

1. 基本指針

当センターでは、いずれの病期かにかかわらずその人らしく過ごせるように、多職種から構成される医療・ケアチームで、本人とその家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、本人の意向を最大限尊重した意思決定を目指すことに努める。

2. 当センターにおける医療・ケアのあり方に関する考え方

- (1) 最新の医学に関する情報および本人の個別の病状に基づき、現在の病期や今後の見通しなどについて多職種により評価・共有および協議した上で、医学的事実に基づいた妥当な治療方針を検討する。
- (2) 医療・ケアチームは本人や家族が望む治療やライフプランを十分に話し合い共有し、治療方針に反映した上で、治療方針を決定し、医療・ケアを進める。
- (3) 本人が自らの意思が変化したとしてもその意思をその都度示し伝えることができるよう支援し、本人と医療・ケアチームの話し合いを繰り返し行う。
- (4) 本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性をも想定し、家族等本人が信頼できるものも含めた話し合いを繰り返し行う。あわせて、本人が特定の家族等に自らの意思を推定する者として前もって定めることを支援する。
- (5) 本人の意思決定能力がなんらかの理由により十分でないと考えられる場合であっても、発達段階や理解力・認知能力に応じて本人が意思表示しやすい説明をおこない、協同で意思決定を進める。
- (6) 医療・ケアチームは人生の最終段階における医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等を医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。
- (7) 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行う。

3. 当センターにおける医療・ケアの方針に関する意思決定の進め方

(1) 本人の意思の確認ができる場合

- ① 方針の決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を重ねた上で、医師等の医

療従事者から適切な情報の提供と説明を行う。その上で、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本として多職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行う。

- ② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的状態等により本人の意思は変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明が継続的になされ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援を行う。また、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いを繰り返しあう。
- ③ 話し合った内容は、その都度、診療録に記載しておくものとする。

(2) 本人の意思の確認ができない場合

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善である医療・ケアの方針を医療・ケアチームとともに検討し決定する。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、家族等と医療・ケアチームとともに十分に話し合い、検討し決定する。
- ③ 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人の最善の利益を基本として多職種からなる医療・ケアチームで慎重に検討し同意を得るよう努める。
- ④ このプロセスは、時間の経過、心身の状態の変化、医学的状態の変化に応じて繰り返し行う。
- ⑤ 話し合った内容は、その都度、診療録に記載しておくものとする。

4. 身寄りが無い患者の意思決定支援

身寄りが無い患者における医療・ケアの方針についての決定プロセスは、本人の判断能力の程度や入院費用等の資力の有無、信頼できる関係者の有無等により状況が異なるため、介護・福祉サービスや行政の関わり等を利用して、患者本人の意思を尊重しつつ厚生労働省の「身寄りがない人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に、その決定を支援する。

附 則

この指針は、令和5年5月26日から施行する。